

**要望事項 (優先順位 1)**

電柱の移動によりなくなったカーブミラーについて

**要 旨**

府道高野・修学院・山端線上の修学院中林町91，十権時町1-6，狭間町(45-1，43-14)交差点は，以前はカーブミラーがありましたが，狭間町43-14の電柱が東側へ移動となったことから，カーブミラーが撤去されました。小中学校の通学路であり，交差点の出会いがしらの事故防止のため，早急にカーブミラー設置が必要です。

電柱が無い場合も，設置方法はあると思いますので，よろしくお願いたします。

**回 答**

**(建設局)**

過去に当該交差点の電柱に設置していたカーブミラーは，家屋の建替えに伴い電柱が移設されたことから撤去したものです。

また，電柱があった箇所は，現在，家屋の駐車場及び玄関の前となっており，カーブミラーを再設置することは困難ですので，御理解ください。

なお，カーブミラーの撤去以降，当該交差点には，交差点マークや電柱幕「前方交差点注意」を設置し，通行車両への注意喚起を行っています。